入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１１月２７日

独立行政法人日本芸術文化振興会
分任契約担当役国立文楽劇場長　佐藤　和男

１．調達概要

（１）件　　名　国立文楽劇場友の会会報第 252 号から 258 号の製造及び発送業務
（２）納入場所　大阪府大阪市中央区日本橋１丁目１２番１０号（国立文楽劇場構内）
（３）概　　要　本件は、国立文楽劇場における会員組織「国立文楽劇場友の会」の会員に対して発行する会報の製造及び封入・発送業務を請け負わせるものである。
（４）履行期間　令和９年２月４日から令和１０年４月５日まで

２．競争参加資格

（１）独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第１６条及び第１７条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和８年度の「物品の製造」における営業品目「その他印刷類」で「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において近畿地域の当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
（４）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から競争執行の時までの期間に、独立行政法人日本芸術文化振興会、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。
（５）個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備しており、情報セキュリティマネジメントシステム【ＪＩＳ Ｑ ２７００１（ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１）】認証又はプライバシーマークを取得済みであること。
（６）大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県又は兵庫県に本店、支店又は営業所が所在すること。
（７）本公告に示した業務のうち個人情報を取扱う業務を第三者に再委託しようとする者にあっては、当該第三者において、遂行能力を有し、かつ上記（５）の資格を満たすことを証明した者であること。
（８）分任契約担当役（独立行政法人日本芸術文化振興会国立文楽劇場長）が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

３．入札手続等

（１）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒５４２－００７３　大阪府大阪市中央区日本橋１丁目１２番１０号

独立行政法人日本芸術文化振興会　国立文楽劇場事業推進課事業推進係　中西

電話番号　０６－６２１２－５０８５

（２）入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書は、令和８年１１月２７日（金）から独立行政法人日本芸術文化振興会ＨＰ（トップページ＞入札情報一覧）又は上記（１）にて交付する。入札説明書の交付は無料とする。

（３）見本の交付期間及び方法

令和８年１１月２７日（金）から上記（１）にて交付する。

見本の交付は無料とする。

（４）申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和８年１１月２７日（金）から令和８年１２月２１日（月）午後５時まで

上記（１）に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

※（１）～（４）の受付は土曜、日曜及び祝日を除く午前１０時から午後５時までとする。

（５）競争執行の日時及び場所

令和９年１月１３日（水）午前１１時

大阪府大阪市中央区日本橋１丁目１２番１０号

独立行政法人日本芸術文化振興会　国立文楽劇場　５階会議室

４．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金　免除

（３）入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第１６条第１項各号に掲げる入札並びに郵便による入札、電子メールによる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

（４）落札者の決定方法　独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第６条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（５）契約書作成の要否　要

（６）誓約書の遵守　上記２．（８）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とし、落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

（７）関連情報を入手するための照会窓口　上記３．（１）に同じ。

（８）一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２．（２）に掲げる一般競争参加

資格の認定を受けていない者も上記３．（４）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、競争執行時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（１０）「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会ＨＰトップページ＞調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。（ 参照：https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html ）

（１１）詳細は入札説明書による。